

議第23号

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の右に「（第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第4条第6項中「次項、第29条第2項および第33条において」を「以下」に改める。

第9条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

- 第9条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）ならびにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。
- 2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条第2項第2号ア中「41,300円」を「69,100円」に、「3,500円」を「5,000円」に改め、同条第5項中「自動車の使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」、「自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」および「(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)」を削り、同条第6項中「月」の右に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加える。

第38条中「、第9条の2」の右に「、第9条の3」を加え、同条の表第2条の項中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加え、同項の次に次のように加える。

第9条の3第1項	第4条第2項の規定	人事委員会規則の定めるところ
	ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項	および第36条第2項

第41条第1項および第3項中「給料」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、第5条」を「から第5条まで」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。第6項において同じ。)」を加え、同条第4項および第5項中「管理職手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調

整手当をいう。)」を加える。

第6条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員の第3条第1項の給料表の給料額（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。第24条第2項において同じ。）その他の病院事業庁長が定める職員にあつては、病院事業庁長が定める額）およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を病院事業庁長が定める時間で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して病院事業庁長が定める額を下回るものに対して、採用の日から病院事業庁長が定める日までの間、支給する。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるものには、病院事業庁長が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第18条第2項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第24条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

（滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第5条 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和7年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第4条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員の第3条第1項の給料表の給料額（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。第23条第2項において同じ。）その他のボートレース事業庁長が定める職員にあつては、ボートレース事業庁長が定める額）およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額をボートレース事業庁長が定める時間で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮してボートレース事業庁長が定める額を下回るものに対して、採用の日からボートレース事業庁長が定める日までの間、支給する。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとしてボートレース事業庁長が定めるものには、ボートレース事業庁長が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第17条第2項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第23条第2項中「（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「管理職手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第10条の2の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第10条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第7条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）ならびにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条第2項第2号ア中「41,300円」を「69,100円」に、「3,500円」を「5,000円」に改め、同条第5項中「自動車の使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」、「自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定め

る」および「（同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）」を削り、同条第6項中「月」の右に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加える。

第14条第2項中「これ」を「第2種初任給調整手当、給料の月額」に改める。

第25条第2号および第26条中「給料」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第27条第2項中「調整額」の右に「ならびに第2種初任給調整手当」を加え、同条第3項中「給料」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第31条第3項中「額」の右に「から第2種初任給調整手当に相当する報酬として算定された額を控除した額」を加える。

第36条中「第9条」の右に「、第10条の3」を加え、同条の表第3条の項中「管理職手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加え、「地域手当、通勤手当」を「第2種初任給調整手当、地域手当、通勤手当」に改め、同項の次に次のように加える。

第10条の3第1項	第6条第2項の規定	人事委員会規則の定めるところ
	ならびに同条第3項から第5項までならびに第7条第2項および第3項	および第33条第2項

第38条第1項第1号中「基本報酬」の右に「（第2種初任給調整手当に相当する報酬として算定された部分を除く。次項第1号において同じ。）」を加える。

付 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条、第2条および第6条の規定の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で、第3条から第5条までの規定の施行に関し必要な事項は企業管理規程で、それぞれ定める。
- 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第47号）の一部を次のように改正する。

付則第20条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。